

ご利用に当たってのご注意

塩路先生の資料1（レジюме）のP11に掲載の「責任限定契約」の雛形は、1つの例示にすぎませんので、各会員の自己責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

各社会福祉法人が責任限定契約を締結されるにあたっては、当該社会福祉法人の定款においてその旨の規定があることが前提条件となります。（相対的記載事項）しかしながら、各法人の定款の規定内容は各社会福祉法人によって異なっていますので、その規定内容に応じた「責任限定契約」の作成が必要となります。

そのため、当会会員が、塩路先生の資料1（レジюме）のP11の「責任限定契約」の雛形をそのまま利用された結果、仮にトラブルが発生し、この雛形を利用した会員又は第三者に損害が生じた場合でありましても、当該雛形文は各会員の自己責任の下において使用されるものであることを前提としているため、当研究会は損害賠償責任その他一切の責任を負うものではありませんのでご留意ください。

令和4年11月14日

一般財団法人総合福祉研究会

理事長 本井 啓治